

手続き開始の公示の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	神奈川障害者職業能力開発校体育館棟（22）建築改修その他工事
工事種別	建築工事
工事場所(都県)	神奈川県
工事場所(市区町村)	相模原市 南区 桜台 13-1
工事概要	<p>敷地面積 28,224 m²</p> <p>1. 建物</p> <p>1) 体育館</p> <p>構 造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上1階</p> <p>建築面積：約 800 m²</p> <p>延べ面積：約 700 m²</p> <p>用 途：庁舎</p> <p>工事内容：防水改修、外壁改修、建具改修、塗装改修、環境配慮改修 改修一式 電気設備 改設一式 機械設備 改設一式</p>
当事務所	横浜管轄事務所
① 公告日	① R4. 10. 7
② 技術資料等の提出期限	② <u>R4. 10. 26</u>
③ 開札日	③ R4. 11. 28
工期末	工事の始期から 180 日間 (但し、令和5年1月16日（工事着手期限）までに工事を開始すること。)

入札契約方式／落札方式		公募型指名競争入札／総合評価落札方式（実績評価型）
指名されるために必要な要件の概要	等級(ランク)	<u>建築工事C等級又はB等級</u>
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成19年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）</p> <p>（ア） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の屋根改修（金属屋根に限る。）又は外壁改修を含む改修工事</p> <p>（イ） 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（躯体、外装、内装のすべてを含む。）の新築又は増築工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。</p> <p>なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

「神奈川障害者職業能力開発校体育館棟(22)建築改修その他工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

【工事の概要】

本工事は、神奈川障害者職業能力開発校（神奈川県相模原市南区桜台13-1）の体育館において、外壁、外部建具、屋上防水改修等を行うものです。本施設は築後30年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しく、施設利用に支障をきたしていることから改修工事を行うものです。

(1) 主な工事内容

- ・防水改修工事 折板屋根改修、屋上の防水改修
- ・外壁改修工事 クラック補修、仕上げ塗料の塗替え、軒天改修
- ・建具改修工事 外部建具の塗装、建具廻りのシーリング改修
- ・塗装改修工事 ドレン等金属部分の塗り替え
- ・環境配慮改修工事 外壁下地調整材の石綿除去
- ・電気設備改修工事 外壁改修に伴う電気設備改修
- ・機械設備改修工事 外壁改修に伴う機械設備改修

(2) 施工時期、施工条件

- ・外周全面に足場設置を想定
- ・その他の仮設、養生、作業範囲については「仮設設備等計画図（参考図）」(K-1, 2図)、作業時間については現場説明書を参照。

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1) 実態を踏まえた積算の運用

- ・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 入札時積算数量活用方式の適用

- ・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3) 施工条件等の円滑な協議

- ・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。
(請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です)
- ・施工数量調査の結果、契約図書と異なる場合は、監督職員と協議の上、設計変更等の措置を講じます。

(4) 工事関係図書等の効率化

- ・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gi_jyutu/eizen_gi_jyutu00000018.html

(5) 週休2日促進工事の適用

- ・本工事は受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。

(6) 主任技術者又は監理技術者の扱い

- 本工事は余裕期間（任意着手方式）を設定しています。
- 工事の始期を令和5年1月16日（工事着手期限）までの間で任意に設定でき、この期間の主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。